

レフェリーの用務と遵守事項について

◆レフェリーの用務

- 研究拠点形成費補助金の審査及び評価に関する事項のうち、研究拠点の評価に係る事項

分野別審査・評価部会の各部会長の指示により、ヒアリングを実施すべき拠点を選定する際の資料として、「拠点形成計画調書」及び「研究教育活動調書」をもとに申請のあった研究教育拠点についての「評価書」を作成する。

◆レフェリーの遵守事項（秘密保持）

- 審査の内容は、非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。
- 審査・評価に関し取得した情報（申請書類等及び審査の過程で得られたもの）を、レフェリー評価の期間だけではなく、その後についても漏らさない。
- 取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 事務局から情報の返還を求められた場合には、直ちに、当該情報を返還する。